

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 11 月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700109号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700020号

第1 結論

昭和48年*月から昭和51年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年*月から昭和51年7月まで

私は、20歳になつたら国民年金に加入することの必要性について、案内書を見て知っていたので、誰が加入手続を行つたか明確な記憶はないが、20歳になつた時に国民年金に加入した。請求期間の国民年金保険料については、私の母が納付していたのに、納付記録がないことに納得できない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になつた昭和48年*月頃に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料については、請求者の母が納付していたと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続は、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年8月頃に初めて行われたものと推認され、請求者の所持する当該記号番号の年金手帳には、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和52年7月8日に国民年金被保険者資格を取得した記載があり、その資格取得日はオンライン記録とも一致していることから、請求者は、請求期間には国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間当時に請求者が住所地としていたA市への調査並びに社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付していたとする請求者の母は既に亡くなつており、請求者も保険料納付に直接関与していないことから、請求期間の保険料の納付状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。